

2011年6月22日

各位

会社名 日本メサライト工業株式会社
代表者名 取締役社長 大下 徹
問合せ先 取締役総務部長 村上 千昭
(TEL 047-431-8134)

弊社での下水汚泥等の受入れおよび使用停止について

平成23年3月11日に発生いたしました東日本大震災に被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

平成23年5月1日福島県より郡山市の下水処理場「県中浄化センター」の下水汚泥から放射性セシウムが検出されたとの発表を受け、セメントメーカー各社では、「福島県内の下水処理副次産物の当面の取扱いに関する考え方」（内閣府、原子力災害対策本部）に従い、別紙1の考え方に則った対応をとっておられます。

弊社では、「県中浄化センター」を含め福島県内から発生する廃棄物の処理は一切行っておりませんが、千葉県や東京都などの下水処理場で発生する下水汚泥並びに下水汚泥の焼却灰を人工軽量骨材の原料の一部として使用しておりましたので、監督官庁と相談の上、セメントメーカー各社の基準に合わせ、下記対応方針に基づき自主的に全ての下水汚泥と焼却灰の受入れ及び使用を停止しておりますので、お知らせいたします。

なお、本件に関する弊社対応経緯、下水汚泥等の受入れ実績、弊社製品の放射性物質測定結果につきましては、別紙資料に掲載いたしておりますのでご参照願います。

記

1. 下水汚泥等の受入れ・使用の停止

弊社は、安心してお客様に弊社製品をお使いいただけるよう、当面全ての下水汚泥と下水汚泥焼却灰の受入れおよび使用を停止いたします。

2. 当面の具体策

- (1) 全ての下水汚泥焼却灰使用停止、受入れ中止を継続する。(5月17日より)
- (2) 全ての下水汚泥の使用停止、受入れ中止を継続する。(5月24日より)
- (3) 未処理の汚泥、焼却灰はタンク内で適切な保管管理を継続する。(下水汚泥焼却灰については5月17日、下水汚泥については5月24日より)
- (4) 1日1回の頻度で、出荷する製品の放射線量($\mu\text{Sv/hr}$)の自主測定を実施する。(5月26日より)
- (5) 週2回の頻度で外部機関(財団法人九州環境管理協会)にサンプルを出し製品の放射性物質濃度(Bq/kg)を測定し、弊社ホームページ上で定期的に表示する。(5月19日より定期分析開始)
- (6) 下水汚泥等の受入れ、使用、保管および放射性物質濃度の想定に関しては、適宜監督官庁に報告を行う。(5月16日より)

※ 放射線量($\mu\text{Sv/hr}$) : 放射線が人体に及ぼす影響度を数値化した単位
自社保有の測定器にて測定

※ 放射性物質濃度(Bq/kg) : 1秒間に放射性物質が出す放射線量の単位
外部測定機関に出して分析

3. 現状の製品中のCs-134、Cs-137濃度について

5月26日以降製品中の放射性物質濃度は、Cs-134、Cs-137共に30Bq/kg前後で推移しております。

(別紙4 弊社製品の放射性物質測定結果参照)

以 上

別紙1 : 「福島県内の下水処理副次産物の当面の取扱いに関する考え方」抜粋

別紙2 : 本件に関する弊社対応経緯

別紙3 : 下水汚泥等の受入実績

別紙4 : 弊社製品の放射性物質測定結果

(別紙1)

「福島県内の下水処理副次産物の当面の取扱いに関する考え方」抜粋

(内閣府、原子力災害対策本部発表)

1. 既に生産されたセメントによる影響については、本年3月11日以降これまでに生産されたセメントのうち最も高い放射能濃度の2倍程度に相当するセシウム-134：500Bq/kg、セシウム-137：500Bq/kgを用いて評価した結果、クリアランスレベルで用いられた最も厳しいシナリオで評価した場合でも362 μ Sv/年との結果であった。これは、平常時に原子力施設が公衆に与える被曝限度である1mSv/年(1,000 μ Sv/年)を下回るものであり、このセメントにより放射性物質を含むことによる健康への影響が起こることは考えがたい。
2. 脱水汚泥等を再利用して生産するセメントは、受け入れる脱水汚泥等の放射能濃度の管理や他の原材料との混合、希釈すること等により、クリアランスレベル(100Bq/kg)以下となるものは、利用して差し支えない。脱水汚泥を溶融したスラグを利用した路盤材等の利用については今後検討する。

以上

(別紙2)

本件に関する弊社対応経緯

月日	内容
5月1日	福島県より郡山市の下水処理場「県中浄化センター」の脱水汚泥から放射性セシウムが検出されたと発表
5月8日～5月16日	定期修理の為、操業停止
5月10日	弊社製品(5月7日生産)の放射性物質測定を依頼
5月12日	国交省から「福島県内の下水処理副次産物の当面の取扱いに関する考え方」について発表
5月13日	定期修理直前の製造品の測定結果が判明、 Cs濃度は、Cs-134:282Bq/kg、Cs-137:343Bq/kg
5月17日	下水汚泥焼却灰の使用停止、受入れ停止を要請(5月19日停止完了) 未使用下水汚泥焼却灰の保管管理を開始
5月24日	全ての上下水道汚泥の使用、受入れ停止 未使用上下水道汚泥の保管管理を開始

以上

(別紙3)

下水汚泥等の受入実績

(単位：t) ※t未満四捨五入

品目略称	受入都県名	3/12～31	4/1～30	5/1～23	合計	備考
下水汚泥焼却灰	東京都	104	1,100	161	1,365	
下水汚泥焼却灰	千葉県	162	222	140	523	
下水汚泥焼却灰	茨城県	0	111	22	132	
下水汚泥焼却灰	埼玉県	0	80	50	130	
下水汚泥	千葉県	126	1,611	999	2,736	
下水汚泥	静岡県	0	135	135	270	
下水汚泥	茨城県	20	141	81	242	
浄水汚泥	千葉県	107	68	90	265	
合計		519	3,467	1,678	5,663	

※5月24日以降は、下水汚泥焼却灰、下水汚泥、浄水汚泥ともに受入れ、使用を停止

以上

(別紙4)

弊社製品の放射性物質測定結果

(単位：Bq/kg)

採取日	結果判明日	I-131	Cs-134	Cs-137	備考
5月10日	5月13日	不検出	282	343	5月7日生産品
5月19日	5月24日	不検出	169	187	5月19日生産品
5月23日	5月27日	不検出	69	79	5月23日生産品
5月26日	5月30日	不検出	35	28	5月26日生産品
5月30日	6月3日	不検出	10	10	5月30日生産品
6月2日	6月7日	不検出	31	31	6月2日生産品
6月6日	6月10日	不検出	22	30	6月6日生産品
6月9日	6月14日	不検出	不検出	不検出	6月9日生産品

財団法人九州環境管理協会に分析を依頼

以上